



長崎労働局発表

平成 29 年 8 月 28 日（月）

長崎労働局職業安定部

職業安定課長 林田 耕

地方職業指導官 市川 卓也

電話 095-801-0040

ユースエールの県内第一号企業を認定 ～まとしま工業 株式会社（佐世保市・建設業）～



長崎労働局（局長 小玉 剛）では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業として、

「まとしま工業 株式会社」（代表取締役 ^{カワクボ}川久保 ^{トオル}了）

を県内第一号として認定（8月21日付け）し、「ユースエール認定通知書交付式」を下記のとおり執り行うことといたしました。

*参考：全国の認定企業7/31現在 221社（うち建設業17社）

○ユースエール認定通知書交付式

日 時 平成29年9月5日（火） 14時00分～14時30分

場 所 長崎労働局 大会議室

（長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル8階）

内 容 認定通知書の交付、記念撮影、懇談会等

* 認定通知書交付式は、撮影、傍聴可

* 交付式終了後、認定企業及び労働局への取材を行うことも可能です。

* 当日は、長崎労働局大会議室（8階）へ直接お越しください。

1. 【青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）とは？】

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」は、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、平成27年10月1日に施行された法律です。

2. 【ユースエールとは？】

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

3. 【認定の主な基準は？】（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ① 学卒求人など若者対象の正社員求人の募集を行っていること
- ② 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- ③ 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ④ 労働時間、有給休暇、育児休業等について下記の条件をすべて満たすこと
 - ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいない
 - ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
 - ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業取得率が75%以上
- ⑤ 若者の雇用に関する情報（直近3事業年度の新卒者等の採用者数、離職者数、男女別採用者数、平均勤続年数。研修内容、自己啓発支援、キャリアコンサルティング制度等の有無とその内容。前事業年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合。）を公開していること
- ⑥ 過去3年間に認定企業の取消を受けたり認定基準を満たさなくなったことによる辞退をしていないこと、過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと、過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと、各種助成金の不支給措置を受けていないこと、重大な労働関係法令違反を行っていないこと等

4. 【認定のメリット】

以下の支援を受けることができるようになり、働きやすい職場であることのアピールや企業のイメージアップにつながり、若く優秀な人材の確保やその後の職場定着などが期待されます。

- ① ハローワークなどで重点的PRを実施
- ② 就職面接会などへの優先的な参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- ⑤ 日本政策金融公庫による低利融資
- ⑥ 公共調達における加点点評価



認定企業の情報

まとしま工業 株式会社

所在地： 〒857-0813
長崎県佐世保市小佐世保町1032-1
代表者名： 代表取締役 川久保 了
業 種： 建設業（土木・法面工事）
従業員数： 16名（男性14名 女性2名）
設 立： 昭和56年
連絡先： 0956-22-5510
認定年月日： 平成29年8月21日

○会社の雇用管理に関する情報

- ・有給休暇の平均取得日数 : 15.6日（84.3%）
- ・月平均所定外労働時間 : 19.9時間
- ・育児休業取得率 : 100%（男性1名の取得実績あり）
- ・人材育成の取組み : 各種研修、資格取得費用負担、メンター制度、キャリアコンサルティング制度あり

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



<認定マーク>

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（4ページ参照）などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） ③ トライアル雇用助成金 ④ 三年以内既卒者等採用定着奨励金※ ※平成29年5月より特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）になります。
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、成29年4月1日現在、中小企業事業1.21%、国民生活事業1.71%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigyou_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。
詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

【認定マークについて】

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「〇〇年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかマークから分かります。



【若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について】

ユースエール認定企業になると、若者の採用・育成を支援する関係助成金について、下記のような加算措置が受けられます。各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金 **検索**

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大72万円のところ、12万円を加算し84万円を支給します。

※支給額は企業規模や生産性の向上が認められる場合などにより異なります。

2. 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）

認定企業が「特定訓練コース」を活用した場合、経費助成率を60%から75%に引き上げます。

※助成率は企業規模などにより異なります。

3. トライアル雇用助成金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給します（最長3カ月間）。

4. 三年以内既卒者等採用定着奨励金

※支給額は企業規模などにより異なります。

【若者雇用促進総合サイトのご案内】

「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。また上記以外の企業でも本サイトに職場情報を掲載することが可能です。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



若者雇用促進総合サイト **検索**

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）